

**岐阜市庁舎のあり方について
答申(案)**

平成26年 月

岐阜市庁舎のあり方検討委員会

目 次

はじめに	1
第 1 新庁舎建設の必要性	
1 現庁舎の抱える課題.....	2
2 本庁舎を継続使用する場合と新庁舎を建設する場合の比較検証.....	6
3 新庁舎建設の必要性.....	8
第 2 新庁舎に求められる機能	
1 窓口サービスなどの利便性等の向上.....	10
2 周辺環境との調和、環境負荷の低減.....	14
3 非常時優先業務及び復旧・復興業務拠点としての機能強化.....	17
4 執務環境の柔軟性・効率化.....	19
5 セキュリティ対策、電子情報保護対策の強化.....	21
6 ライフサイクルコストの縮減.....	22
第 3 新庁舎の規模	
1 新庁舎建設の基本指標.....	23
2 延床面積.....	25
3 建築面積.....	27
第 4 新庁舎の建設候補地	
1 建設候補地の選定.....	28
2 建設候補地の概要.....	31
第 5 付帯意見	
(1) 現在の本庁舎の跡地利用の検討.....	34
(2) 中心市街地活性化施策との連携.....	34
資 料	
(1) 岐阜市庁舎のあり方検討委員会 委員名簿.....	35
(2) 岐阜市庁舎のあり方検討委員会 検討経過.....	36
(3) 岐阜市庁舎のあり方について（諮問）（写）.....	37

はじめに

第1 新庁舎建設の必要性

本委員会では、現庁舎が抱える諸課題を検証したうえで、課題解消の必要性、課題の解消に必要なコスト及び市の財政運営に与える影響など多角的な観点から、新庁舎建設の必要性について検討を行った。

1 現庁舎の抱える課題

(1) 老朽化

昭和41年に建設され48年が経過した本庁舎をはじめ、南庁舎、西別館、北別館及び明德庁舎のいずれもが昭和30年代から40年代に建設されており、建物本体はもとより設備の老朽化も進行し、経年劣化した設備の改修や取替等の必要が生じている。鉄骨鉄筋コンクリート造（事務所用）の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令において50年と定められており、本庁舎が間もなく耐用年数を超える。

(2) 耐震性

大規模災害時に災害対策本部が設置される本庁舎は、平成7年度に実施された耐震診断において一定の耐震性を有していると判定された。

しかし、建設から約半世紀が経過して老朽化が進行していること、及び新耐震基準が導入された昭和56年以前の建築物であることから、南海トラフ巨大地震等の大地震に対し、倒壊は免れたとしても内外装、配管や設備類等が損傷し建物を使用できなくなることが懸念される。

(3) アスベストの飛散

本庁舎高層部1階から8階及び低層部4階議場の天井裏の梁には、耐火、断熱、防音の目的でアスベストが用いられているが、発がん性があるなど人体に有害で、しかも飛散性が著しく高いという特徴がある。飛散防止措置として、高層部は非アスベスト建材等で覆い飛散を防ぐ「囲い込み」工法、低層部は薬剤を吹き付けて硬化させ飛散を防ぐ「封じ込め」工法がそれぞれ講じられている。

しかし、先述のとおり老朽化が進行していることもあって、大地震の際には天井板の脱落等が生じるおそれがあり、その場合はアスベストが本庁舎内に飛散する。アスベストが飛散すれば、本庁舎を使用することができず、非常時優先業務（災害応急対策業務及び優先度の高い通常業務）の遂行に支障が生じるとともに、災害からの復旧・復興業務にも遅れが生じることも懸念される。

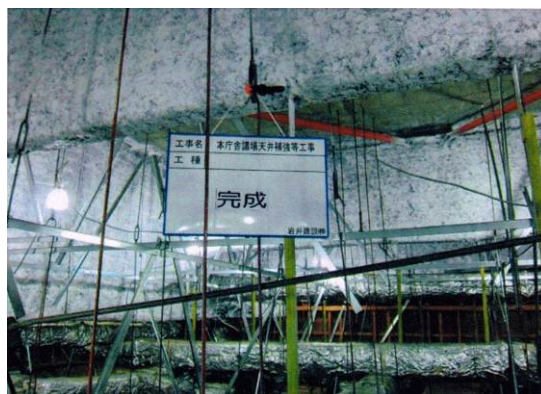
また、本庁舎は壁面に占める窓の割合が高く、窓ガラスの破損によってアスベ

トが本庁舎周辺にも飛散し、近隣住民に被害をもたらすことも懸念される。

写真 1-1-1 アスベストの使用状況



コテで押さえ、「囲い込み」されたアスベスト
(高層部 4 階 4-1 会議室)



硬化剤で「封じ込め」されたアスベスト
(低層部 4 階議場)

(4) 狭あい・本庁機能の分散

現庁舎は狭あいであるため、ワンストップサービス※に準じた関係課の配置はできず、また、待合スペースやプライバシーに配慮した相談スペース、会議室や執務室が不足している。他の中核市との比較においても、職員 1 人あたり床面積や人口千人あたりの床面積は、いずれも平均を下回っている。

さらに、本庁舎の狭あい及び会議室の不足を解消するため、昭和 56 年に南庁舎、その後西別館、北別館そして明德庁舎を開設することで対応してきた結果、従来本庁舎に集約されていた機能が 5 カ所に分散し、市民の利便性及び業務効率の低下をもたらしている。

※ワンストップサービス 各種申請、届出、証明書の発行など市民に身近な手続を 1 つの窓口で行うサービスのこと

写真 1-1-2 狭あいの状況



通路が狭い介護保険課前
(本庁舎 4 階)

図表 1-1-1 本庁舎（機能）の床面積の中核市平均との比較

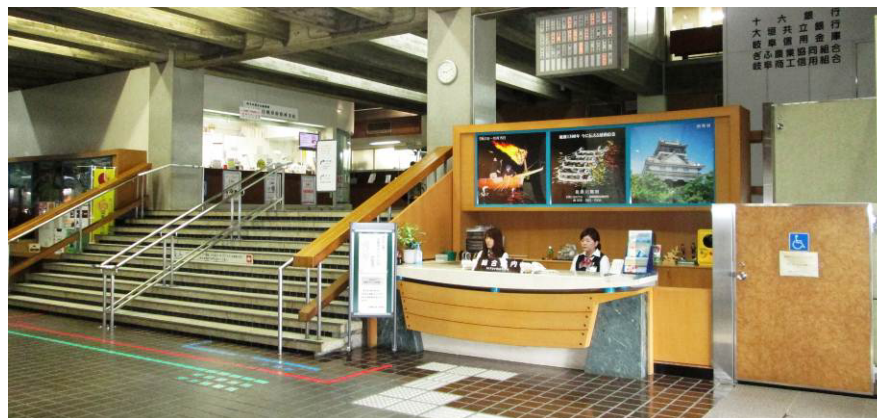
	延床面積	職員 1 人当たり 床面積	人口千人当たり 床面積
中核市平均	34,141 m ²	26.9 m ² /人	84.9 m ² /千人
岐州市	23,926 m ²	18.3 m ² /人 (33 位)	57.9 m ² /千人 (34 位)

(注) () 内は中核市 41 市における順位

(5) バリアフリー

現庁舎はいずれも、バリアフリーの概念が普及する前に建築されており、現在求められるバリアフリーの水準を満たしていない。これまで改善が図られてきたものの、建物構造やスペースの制約もあって十分ではなく、障がい者や高齢者、乳幼児連れの来庁者等にとって使いやすい施設とは言い難い。

写真 1-1-3 バリアフリーの水準を満たしていない状況



市民課(階段を昇って右手)へ行くための階段(本庁舎1階ロビー)



議会棟傍聴席(正面のドア)前の階段



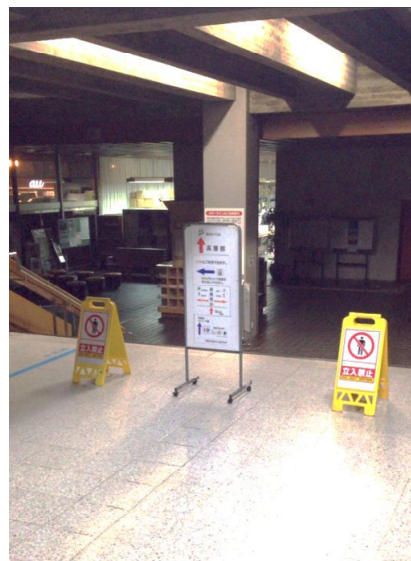
室内幅が狭い本庁舎低層部のトイレ

(6) セキュリティ

庁舎には、行政文書や市民の個人情報のほか、職員に貸与されているパーソナルコンピュータをはじめ高額な備品等も多数保管されており、十分なセキュリティ対策が必要である。

しかし、本庁舎は、構造上、一部の部署を除いて職員以外の者が執務室へ容易に立ち入ることができる。そのため、盗難や情報漏えいの防止策として、時間外や閉庁日に侵入を警告する看板を要所に設置したり、職員のコンピュータをワイヤーで固定したりする等の対策が講じられているが十分ではない。また、市民サービスの一環として時間外や閉庁日に会議室等を貸し出すことも困難であるなど、ハード・ソフトの両面からセキュリティレベルの強化が必要である。

写真 1-1-4
不十分なセキュリティの状況



執務スペース等への立入を警告する看板
(本庁舎低層部1階)

2 本庁舎を継続使用する場合と新庁舎を建設する場合の比較検証

(1) ライフサイクルコストについて

次に、平成 27 年 4 月を起算とし、今後 10 年間及び 20 年間にわたって庁舎を使用したときの必要経費（建設費、維持管理費等）を、図表 1-2-1 に示す 3 つのパターンで比較検証する。

図表 1-2-1 本庁舎を継続使用する場合と新庁舎を建設する場合の維持管理や建設に要するコストの比較（試算）

	A-1	A-2	B
	本庁舎を継続使用		新庁舎建設
	アスベスト除去のみ	アスベスト除去＋増築	
今後 10 年間での比較 (H27～36)	計 38.8 億円	計 68.8 億円	計 220.2 億円
今後 20 年間での比較 (H27～46)	計 259.4 億円	計 290.8 億円	計 243.4 億円

[パターン想定]

A-1	本庁舎を継続使用－仮設庁舎を建設し、本庁舎のアスベストを除去 [現庁舎を平成 42 年度末まで使用（計 65 年間*）した後、新庁舎へ移転] ※中核市の庁舎使用状況を参考
A-2	本庁舎を継続使用－庁舎を増築したうえ、本庁舎のアスベスト除去及び設備改修 [現庁舎を平成 42 年度末まで使用（計 65 年間）した後、新庁舎へ移転]
B	新庁舎を建設し、平成 33 年度から使用開始

3 つを比較すると、今後 10 年間の短期間での比較では、本庁舎を継続使用する場合の方が少額の初期投資で済むため、新庁舎を建設する場合よりもコストは低く抑えられる。

しかし、今後 20 年間といった中・長期的な期間で比較すれば、本庁舎を継続使用する場合であっても、建物本体の劣化に伴い、建替えがその間に必要になるため、新庁舎を建設する場合とのコスト差は大幅に縮小し、場合によっては、バリアフリーなど社会的要請に応えるための改修費用等が不要若しくは少ない分、速やかに新庁舎を建設する場合の方がトータルのコストが低くなることもあり得る。

また、合併特例債を財源として活用すれば、新庁舎を建設する場合の方が、本庁舎を継続使用する場合よりも市の財政負担は大幅に低く抑えられる。

合併特例債とは、市町村の合併に伴い必要となる事業に活用が可能であり、後年度に元利償還金の 70%が交付税措置されるものである。つまり、通常 100%市税で

返さなければならないお金のうち 70%を国が交付税で負担してくれるので、市は 30%を負担するだけでよいという特別かつ有利な地方債である。例えば、新庁舎建設の事業費を 200 億円と仮定し、その財源に合併特例債を 90 億円活用することとした場合、事業費のおよそ 3 分の 1 にあたる 60 数億円分にかかる元利償還金を返済時に国が交付してくれるため、市の財政負担は大きく軽減される。

しかしながら、合併特例債については、活用できる期間が合併後 15 カ年度（被災地以外の自治体の場合）に限られており、平成 18 年 1 月に旧柳津町と合併した岐阜市においては、平成 32 年度末までに完了する事業でしか活用することができない。

そのため、本庁舎を継続使用し将来建て替える場合は、合併特例債を活用することができないため、合併特例債を活用して新庁舎を建設する場合と比較すると、市の財政負担は大幅に増えることとなる。

(2) 課題の解消状況

図表 1-2-2 課題の解消状況の比較

			本庁舎を 継続使用する場合 (A-1、2)	新庁舎を 建設する場合 (B)
安心・安全	非常時優先業務 及び復旧・復興 業務拠点	耐震性	△	○
		アスベスト	○	○
		災害対策本部	△	○
	老朽化		×	○
	セキュリティ		×	○
機能	分散		×	○
	狭あい		△	○
	バリアフリー化・ ユニバーサルデザイン		×(A-1の場合) △(A-2の場合)	○
	環境共生型施設		×	○
その他	市民サービス向上 (例：ワンストップサービスの 導入、閉庁時の会議室貸出など)		×	○

(注) ○、△、×は、それぞれの視点において、本庁舎と新庁舎を相対比較したもの

課題の解消状況を比較すると、本庁舎を継続使用する場合、改修によって諸課題のうちアスベストの除去、増築による狭あいやバリアフリー化の部分的な解消は可能であるが、多くの課題は根本的に解消することができない。とりわけ耐震性は、

国の基準において防災拠点となる庁舎は一般建築物の1.5倍の耐震性能を備えることが目標とされる中、一定の耐震性を備えているとはいえ、現状のまま改善されず非常時優先業務及び復旧・復興業務拠点として抱える不安は解消されない。また、バリアフリーやセキュリティについても、現庁舎の建物構造等が制約となり、抜本的な解消はできない。

一方、新庁舎を建築する場合は、免震構造の採用等による耐震性の改善、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの導入、最新設備導入によるランニングコストの低減やセキュリティ及び環境性能の向上など、予め設計時に配慮することで、現庁舎が抱える課題すべてを根本的に解消することが可能である。

3 新庁舎建設の必要性

現庁舎は、先述のとおり老朽化をはじめ様々な課題を抱えており、いずれの課題も解消する必要がある。しかし、人口減少や少子高齢化の進展をはじめ、岐阜市を取り巻く社会環境が今後ますます厳しさを増していくことを踏まえれば、これら課題への対応は、課題解消の重要性や要するコスト、さらには財政運営に与える影響など様々な要素を考慮して決定する必要がある。

本委員会では、これらの様々な要素を考慮しつつ多角的な観点から慎重に検討した結果、合併特例債を活用して新庁舎を建設することが必要であると判断した。その理由は以下のとおりである。

現庁舎の抱える課題はいずれも解消される必要があるが、とりわけ耐震性及びアスベストといった非常時優先業務及び復旧・復興業務拠点の機能に関わる課題や不安の解消は、最重要かつ最優先されるべきものとする。岐阜市が立地する東海地方は、近い将来、南海トラフ巨大地震をはじめとする大地震に遭遇する地域と考えられる。東日本大震災において庁舎が被災した自治体の事例でも明らかのように、大地震発生による市民の生命・財産等への被害を最小限に食い止め、迅速かつ円滑に災害から復旧・復興を果たすには、その拠点となる本庁舎が大地震にも壊れず継続して使用できることが必要である。

さらに、現庁舎を継続使用する場合は、建物構造等の制約により解消が困難なバリアフリー化やセキュリティの強化といった課題についても、新庁舎建設であれば抜本的に解消することが可能となる。これらの課題は今後来庁者に占める高齢者の比率が増加するであろうことや、市民のプライバシー保護の観点等からすれば、非常時優先業務及び復旧・復興業務拠点としての課題に劣らず優先されるべき課題であるといえ、こうした観点からも新庁舎建設が必要であるとする。

一方、新庁舎建設となれば多額の事業費等が懸念される場所であるが、いずれ

現庁舎の建て替えが不可避であること等を踏まえると、現庁舎を継続使用する場合と新庁舎建設との間でコストに大きな差はないといえる。

さらには、市の財政負担という観点でいうならば、合併特例債を新庁舎建設の財源に活用すれば、現庁舎を継続使用し将来建て替える場合に比べて、財政負担は大幅に軽減され、市の財政運営への影響を最小限に留めることが可能である。

以上のとおり、**本委員会では、間近に迫る大地震への備え、現庁舎が抱える諸課題の抜本的な解消、さらには市の財政負担の大幅な軽減や財政運営への影響といった様々な観点から検討した結果、合併特例債を活用して新庁舎を建設することが必要であると判断した。**

第2 新庁舎に求められる機能

本委員会では、「合併特例債を活用して新庁舎を建設することが必要」と判断したことを受け、引き続き、新庁舎に求められる機能、規模及び建設候補地について検討した。最初に、新庁舎に求められる機能について、以下のとおり答申する。

1 窓口サービスなどの利便性等の向上

(1) 案内機能

ア 総合案内所の設置

正面玄関には総合案内所を設置する。この案内所では、対面で来庁者の用件を把握したうえ、各課の業務内容と照合し来庁者を適切に目的地へ誘導できるよう、質の高いサービスを提供する。

合わせて、庁内における会議・イベントの開催案内、岐阜市内の警報・注意報等の気象情報、防災情報等を提供する電光掲示板や、来庁者自らが目的地をタッチパネルで押すとその場所やルートを表示する誘導案内板の設置等を可能な限り実施する。

イ わかりやすい庁舎内案内板の導入

庁舎内の各所に設置する案内板は、現在地と各課の位置関係がわかりやすくなるよう、表示形式や内容を工夫するとともに、各課窓口の案内サインとデザインや表記を統一する。また、目的地に容易にたどり着くことができるよう、誘導サインを導入する。なお、設置する案内板は、将来の機構改革等による配置換えに備え、可変性の高いものとする。

ウ 障がい者、高齢者、外国人市民にもわかりやすい案内方法の導入

視覚障がい、聴覚障がい等の障がい者、高齢者にもわかりやすい案内を提供するため、電光掲示、音声案内等を適宜導入する。また、外国人市民に対する案内として、複数の外国語による表示を導入する。

エ コンシェルジュの配置

どこへ行けばよいかわからずに迷われている方、からだが不自由で移動支援が必要な方等に対し、積極的に声をかけて適切な誘導や補助を行う「コンシェルジュ」を配置する。

(2) 窓口機能

ア 窓口業務の集約配置とワンストップサービスの導入

来客数が多い部門については、市民の利便性の向上や移動負担の軽減を図るため、原則として窓口業務を低層部に集約配置する。

また、市民課の住民異動手続きと同時に行われる割合の高い他部署の関連手続きは、市民が迷うことなくそれらを完了することができるよう、関連部署を横串で通し1つの総合受付窓口で事務処理を行う「ワンストップサービス」の導入について、費用対効果等を踏まえて実施する。

イ 受付・処理状況の情報提供

手続きに係る受付・処理状況が見通せないことによる焦燥感を解消するため、番号札交付機とともに、電光掲示等を活用した処理状況の表示、呼び出し端末の貸出、来庁者所有の携帯端末へのメール配信等の情報提供手段を導入する。

ウ 安心・快適な待合い環境の整備

窓口の待合いスペースについては、その集約化やワンストップサービスの導入等に応じた十分な規模を確保する。また、多機能トイレ、子ども連れの来庁者が子どもを遊ばせながら用件を済ませられるキッズスペース、授乳室等、他の来庁者と一緒に待つことがむずかしい発達障がい者が待機する個室等を適宜確保する。

(3) 相談機能

ア 窓口カウンターでのパーティション等の設置

複数のカウンターが並列する窓口では、個人のプライバシーを守る観点から、隣席からの視線を遮り、話し声を伝わりにくくするパーティション等を設置する。

イ 相談ブースや相談室の設置

より高い水準が求められるプライバシーへの配慮に対応するため、可動式パーティションを用いてその高さや区画変更によりプライバシー配慮の度合いを調整できる相談ブースや、間仕切壁やドアの遮音性を高めた相談室（個室型）を適宜設置する。

(4) 行政情報提供機能

ア 市政情報コーナーの設置

来庁者の行き来が多い場所に、市政情報コーナーを設置する。このコーナーには、行政資料や刊行物、市民の暮らしや観光等の資料・パンフレット、行政情報が閲覧可能な電子機器等を備え付け、それらを自由に閲覧、提供できるようにするとともに、情報公開等の相談・案内にも対応できるようにする。

イ 企画・展示スペースの確保

市政の様々な取り組み等について、広く市民にPRする空間として企画・展示スペースを確保する。なお、このスペースでは、市民税申告受付、選挙の期日前投票、その他臨時で行政窓口を設置する必要があるときに円滑に設置できるよう、電源、通信回線等を予め備え付ける。

(5) 市民利便機能

ア 食堂、売店、金融機関等の設置

庁舎内での用事が長時間にわたる来庁者や職員等が利用する食堂や売店を設置する。また、来庁者の市税の納付等に対応するため、指定金融機関の店舗や市内に多くの本支店がある金融機関のATMを設置する。さらに、来庁者の利便性を高めるその他の施設については、庁舎周辺での当該施設の立地状況を勘案しながら設置を進める。

(6) ユニバーサルデザイン

ア ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備の推進

庁舎及び敷地内においては、「岐阜市ユニバーサルデザイン推進指針（平成 22 年 10 月）」、国土交通省が定めた「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（平成 18 年 3 月 31 日）」を考慮しながら、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を進める。

「岐阜市ユニバーサルデザイン推進指針」における建築物の方向性と取り組み事例

[方向性]

施設の整備にあたっては、できる限り計画段階から利用者等の意見を聴き、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた誰もが安全かつ快適に利用できる整備を進めます。

さらに、施設管理や施設整備を行う人に対して意識啓発を行い、施設を美しく清潔に保つとともに、建築後も利用者の意見を踏まえた改善に努め、さらに利用しやすい施設を目指します。

[取組事例]

○便利で利用しやすい施設整備

- ・施設の新・増・改築の際には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、場所に応じた段差の解消や多目的トイレ、手すり等を設置
- ・案内に大きく見やすい文字や絵文字、外国語の表示等を行い、見やすい場所に設置
- ・子ども連れが多く利用する施設においては、ベビーベッドや子ども用のいす、子ども用の便器、授乳室等を設置

○憩いのある施設整備

- ・商業地における緑化による美観の向上
- ・休憩や談話のできる場所の設置

「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」における技術的事項

3.2.1 移動空間

- (1) すべての施設利用者が、できる限り同じ経路で移動できるものとする。
- (2) 移動経路は、連続性及び見通しの確保、適確な案内の情報の提供等により、分かりやすいものとする。
- (3) 同一階においては段差を設けず、滑りにくく平坦な床仕上げとするほか、必要に応じて手すりを設置する等により、すべての施設利用者が円滑に水平移動できるものとする。なお、やむを得ず段差が生じる場合は、傾斜路を設置する。
- (4) 移動しやすいように、十分な空間を確保する。
- (5) 地域との連携を考慮しつつ、敷地の内外を通じた移動経路の連続性を確保する。
- (6) 建築物の外部及び屋内駐車場においては、自動車に対して、歩行者等の安全性及び利便性を優先する。
- (7) 建築物の外部においては、天候により移動に支障が生じたり、安全性が損なわれないよう配慮する。
- (8) 扉は、容易に開閉できて通過できるものとする。
- (9) エレベーター及び主要な階段は、自由に選択できるよう、便利で、分かりやすい位置に配置する。
- (10) 階段及び傾斜路は、安全性及び上り下りのしやすさを考慮したものとする。
- (11) エレベーターは、十分な空間を確保したものとするとともに、多様な施設利用者を考慮し、乗降時の安全性、操作のしやすさ、案内情報の分かりやすさ等に配慮したものとする。

(12) 移動経路から利用しやすい位置に、適切に休憩スペースを設ける。

3.2.2 行為空間

- (1) 所要の動作をしやすいように、十分な空間を確保する。
- (2) 室等の中の配置構成、家具及び衛生器具等の寸法及び形状等は、多様な施設利用者を考慮し、利用しやすいものとなるよう設定する。
- (3) 便所は、便利で分かりやすい位置に設け、多様な施設利用者を考慮し、必要な機能を確保する。
- (4) スイッチ等は、操作しやすい大きさ、形状等で、操作の方法が分かりやすく、安全なものを、操作しやすい位置に設置する。

3.2.3 情報

- (1) 案内の情報は、多様な施設利用者を考慮し、視覚情報、音声・音響情報及び触知情報を適切に併用して多角的に提供する。また、図記号による表示、外国語やひらがなの併用等により、情報の内容が容易に理解できるよう配慮する。
- (2) 動線の分岐点等要所要所で、必要な情報が得られるよう情報を提供する。
- (3) 単純かつ明快に、分かりやすく情報を提供する。
- (4) 図記号等については標準的なものを使用するほか、施設内又は地域内における統一性を考慮したものとする。

3.2.4 環境

光環境、音環境、熱環境、空気質環境、色彩環境、触感等について、身体感覚に加え、心理的影響を考慮した快適性に配慮したものとする。

3.2.5 安全

- (1) 適切な防災計画及び避難計画に加え、非常時の確実な情報伝達のための多角的な情報伝達手段の確保により、すべての施設利用者が安全に避難できるよう配慮したものとする。
- (2) 施設利用者の自由な移動と必要な防犯性の確保との両立に配慮する。

イ 誰もが安心・快適に利用できるトイレの設置

各フロアには、来庁者数と勤務職員数を勘案して十分な数のトイレを設置する。また、高齢者、障がい者、車いす利用者、乳幼児を連れた方、オストメイトなどが安心・快適に利用できる多機能トイレを庁舎内に適切に設置する。

(7) アクセス機能

ア 来庁者用駐車場の整備

十分な収容台数を備えた来庁者用駐車場を整備する。また、庁舎入口に近いエリアでは、車いす利用者や乳幼児を連れた方などのための駐車場や、同乗者が乗降できる一時停車場所を設置し、合わせて雨雪をしのぐことができる「ひさし」や「シェルター」の設置に努める。

一方、駐車場への入庫待ち自動車が路上に並ぶことによる通過車両の走行への悪影響を回避する対策や、庁舎周辺地域での交通安全、環境保全等の対策について適切に対処する。

イ 路線バスのアクセス性・利便性の確保

路線バスによるアクセス性・利便性の向上に努める。また、バス停留所から庁舎入口までの動線のうち庁舎敷地内の移動空間では、必要に応じて雨雪をしのぐことができる「ひさし」や「シェルター」の設置に努める。

ウ 自転車等駐車場等の整備

自転車、自動二輪車等を利用する来庁者等向けに、自転車等駐車場を整備する。また、レンタサイクルの利用促進を図るため、庁舎に隣接又は近接してレンタサ

イクルポートがない場合は、その整備を行う。

2 周辺環境との調和、環境負荷の低減

(1) 建物デザイン

ア 機能性や周辺との調和を考慮した建物デザインの採用

建物デザインは、機能性を重視しながらも、周辺環境や景観形成との調和にも配慮し、さらに市民が親しみを持てるものを導入する。

(2) 正面玄関・ロビー

ア 市民等が気軽に訪れやすい正面玄関・ロビーの整備

正面玄関とロビーは、来庁者を迎え入れる空間として、明るく、開放的で、しかも市外からの来庁者向けには岐阜らしさを感じられるデザイン等を考慮し、来庁者が気軽に訪れやすい空間とする。また、ロビーには椅子、自動販売機など来庁者が快適に過ごせる設備を設置する。

イ 市民どうしが交流する空間の創出

ロビーに併設して、ミニコンサートやミニ展示等が行える場、市民が集い活動する場といった、市民どうしが交流する空間の創出に努める。

なお、中心市街地では、「知の拠点」の役割を担う（仮称）中央図書館、「絆の拠点」となる（仮称）市民活動交流センター及び「文化の拠点」となる展示ギャラリー等からなる複合施設『みんなの森 ぎふメディアコスモス』が、平成 27 年のオープンを目指して整備を進めていることから、当該空間については、ぎふメディアコスモスとの機能分担と連携を図る。

(3) 緑化

ア 庁舎敷地内における積極的な緑化

庁舎敷地内は、「岐阜市緑の基本計画（平成 21 年 10 月策定）」における“都市の緑の骨格軸”に含まれ、そこに位置する公共公益施設は民有地緑化を先導する役割が求められていることから、その役割を果たすことができるよう、積極的な緑化を推進する。

(4) 環境保全対策

ア 環境負荷の低減と周辺環境の保全

庁舎の環境保全対策については、「環境アクションプランぎふ 2012（平成 24 年 3 月策定）」、国土交通省が定めた「官庁施設の環境保全性基準（平成 25 年 3

月 20 日改正)」を考慮しながら、環境負荷の低減及び周辺環境の保全の取り組みを進める。

特に、岐阜市は、全国県庁所在地の中で日照時間が上位であり、また、市街地では地下水が豊富で水温が年間を通じ 17～18℃程度で安定しているという特色があることから、これらを生かした取り組みを進める。

「環境アクションプランぎふ 2012」における具体的取り組み項目（抜粋）

10 公共工事の環境配慮

(1) 公共工事における共通環境配慮対策

- ① 各種建設機器使用による排気ガス及び施工に伴う水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の発生抑制
- ② 再生砕石や再生アスファルト合材及びリサイクル資材の使用
- ③ 工事における発生土の再利用及び改良土等の利用促進
- ④ 公共工事から発生する産業廃棄物の適正処理及び不法投棄防止

(2) 公共工事における建築物の環境配慮

建築物の環境配慮にあたっては、整備計画、設計段階から予め考慮する必要があることから、建築担当課において以下の事項を念頭に設計にあたるものとする。

- ① 太陽光利用などの自然エネルギー等の活用整備について、規模、用途に応じ検討し導入する。
- ② 断熱性能向上のため、外気の活用、遮断が可能な建具の採用やひさし、窓ガラス等の開口部の構造を検討し、整備を図る。
- ③ 省エネルギー型の照明機器の設置や空調機器の運転制御が行える建築設備について、規模・用途に応じ検討し、整備を図る。
- ④ 建築材料については、国のグリーン購入指針で定める基準や岐阜県リサイクル認定製品等を積極的に使用する。
- ⑤ 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備を導入し、中水としての利用を図る。
- ⑥ 透水性舗装、浸透升等を必要に応じて設置し、雨水等の地下浸透を図る。
- ⑦ 給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等の節水に有効な器具を設置する。
- ⑧ 敷地のうち建築物以外の土地について大気環境木などの植栽や建物の屋上・壁面等の緑化を図る。
- ⑨ 快適な環境の確保の一環として、所管地内での各種の施設整備等にあたっては、各地域の特性に応じ、良好な大気の確保、良好な水域の生態系の確保、景観保全、歴史的環境への配慮に努め、地域の自然環境等との調和に配慮する。

13 「創エネ・省エネ導入方針」

(1) 太陽光発電システムの設置

ア. 導入基準

- ① 効果的な発電に必要な日照時間が確保できること（構造物等による日陰の影響を考慮し、午前 9 時～午後 4 時の日照が確保されていること）
- ② 新築(大規模改修含む)は、原則として導入。既存については建物の構造、耐荷重等を十分検討したうえで導入

イ. 設置基準

- ① 停電時における自立運転機能を有すること
- ② 発電出力は総需要電力の概ね 20%以上を目標とする
(年間発電量 1,100kWh/kW/年)
ただし、設置可能な面積に応じて検討を行うこと。
*20%以上については国の再生可能エネルギーの割合想定
- ③ 設置工事費が過大とならないこと

(2) LED の設置

新築の場合

- ① 新築(大規模改修含む)は、施設における必要な照度を確保した上で、原則として導入、設置

(3) 高効率空調機の設置

ア. 導入方針

- ① 新築(大規模改修含む)、更新時は原則としてイ. の基準を考慮する
- ② 費用対効果を考慮のうえ、可能な限り高効率な機器を導入する
- ③ 導入設備が今後 10 年以上利用されること

イ. 導入基準

- ① 国が定める「環境物品等の調達に関する基本方針」に合致する場合はグリーン購入法調

達基準適合商品の導入を図ること

- ② ①に該当しない場合は費用対効果を考慮のうえ、可能な限り高効率な機器の導入を検討すること

* 配慮する事項

地中熱を利用した空調設備の導入については、スマートシティ岐阜実証結果により明確な方針を提示する予定である

「官庁施設の環境保全性基準」における技術的事項

3.1 環境負荷低減性

3.1.1 長寿命

長寿命に関する技術的事項は、次に掲げる項目に配慮し、施設の長寿命化を図り、総合的に環境保全性を確保することとする。

- (1) 階高、床面積、床荷重等の余裕度及び間仕切り等の可変性に配慮し、内部機能の変化に柔軟に対応できるものとする。
- (2) 構造体については、耐久性に優れたものとする。
- (3) 建築非構造部材及び建築設備については、合理的な耐久性が確保されたものであるとともに、更新、修繕及び補修が容易なものとする。
- (4) 適切な維持管理が行えるよう、適切な作業スペース等を確保する。

3.1.2 適正使用・適正処理

適正使用・適正処理に関する技術的事項は、次に掲げる項目に配慮し、廃棄物の削減及び適正処理、資源の循環的な利用等を行い、総合的に環境保全性を確保することとする。

- (1) 建設副産物の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。
- (2) 環境負荷の大きい物質を使用した資機材の使用を抑制するとともに、その適切な回収に配慮する。
- (3) 施設運用時の廃棄物の適切な処理に配慮する。

3.1.3 エコマテリアル

エコマテリアルに関する技術的事項は、次に掲げる項目に配慮し、環境負荷低減に配慮した資機材を使用し、総合的に環境保全性を確保することとする。

- (1) 環境負荷の少ない自然材料等を採用する。
- (2) 熱帯林の減少に配慮し、熱帯材型枠の使用の合理化等を図る。
- (3) 廃棄物等の再使用又は再生利用した資機材を使用する。
- (4) 部分的な更新が容易となるように、分解が容易な資機材、モジュール材料等を使用する。

3.1.4 省エネルギー・省資源

3.1.4.1 負荷の低減

省エネルギー・省資源のうち負荷の低減に関する技術的事項は、次に掲げる項目に配慮し、建築設備への負荷を抑制し、総合的に環境保全性を確保することとする。

- (1) 建築物の向き、室の配置等について配慮し、外壁を通した熱負荷の低減を図る。
- (2) 断熱性及び気密性の高い材料・構法の採用等により、躯体を通した熱負荷の低減を図る。
- (3) 断熱・日射遮蔽性の高い建具及びガラス、庇等の採用により、開口部を通した熱負荷の低減を図る。
- (4) 室内で発生した熱及び汚染物質の拡散を抑制し、空調・換気量を低減する。
- (5) エネルギー損失の低減を考慮した建築設備システムとする。

3.1.4.2 自然エネルギーの利用

省エネルギー・省資源のうち自然エネルギーの利用に関する技術的事項は、次に掲げる項目に配慮し、自然エネルギーの有効利用を図り、総合的に環境保全性を確保することとする。

- (1) 自然光の活用により、照明負荷の低減を図る。
- (2) 自然通風の活用により、冷房負荷の低減を図る。
- (3) 太陽光発電、太陽熱給湯、外気冷房等による自然エネルギーの利用を図る。

3.1.4.3 エネルギー・資源の有効利用

省エネルギー・省資源のうちエネルギー・資源の有効利用に関する技術的事項は、次に掲げる項目に配慮し、エネルギー及び資源の有効利用を図り、総合的に環境保全性を確保することとする。

- (1) エネルギーの変換及び利用が、総合的かつ効率的に実施されるような建築設備システムとする。
- (2) 電力負荷の低減及び平準化を図る。
- (3) 施設部位に応じた運転制御方式により、搬送エネルギーの最小化を図る。
- (4) 高効率照明器具の使用、施設部位に応じた点灯方式の採用等により、照明エネルギーの最小化を図る。
- (5) 雑用水の一部としての雨水又は排水処理水の利用、各種節水システムの採用等により、水資源

の消費低減を図る。

(6) 信頼性が高く、適正な運転管理が可能な管理システムの構築により、消費されるエネルギーの最小化を図る。

3.2 周辺環境保全性

3.2.1 地域生態系保全

周辺環境保全性のうち地域生態系保全に関する技術的事項は、次に掲げる項目に配慮し、地域生態系の保全を図り、総合的に環境保全性を確保することとする。

(1) 必要最小限の地形の改変、既存樹木の保全等により、既存の周辺環境の保全に配慮する。

(2) 緑化率の向上、水循環の構築等により、熱負荷の低減、地域生態系の保護・育成、都市気候の緩和等に配慮する。

(3) 有害物質の排出の抑制等により、大気、水質、土壌等の汚染防止に配慮する。

3.2.2 周辺環境配慮

周辺環境保全性のうち周辺環境配慮に関する技術的事項は、騒音・振動、風害及び光害の抑制等により、周辺の居住環境の保全に配慮する等、施設周辺の環境への影響に配慮し、総合的に環境保全性を確保することとする。

イ 空調に係る消費エネルギーの最小化

空調については、外壁、外構部、開口部からの熱負荷の低減、自然エネルギーの利用、エネルギー変換効率が高い設備の採用、適正な運転管理システムの構築等により、消費されるエネルギーの最小化に配慮する。

なお、空調方式は、維持管理費の縮減を図るため、原則として集中管理方式を採用するが、時間外・休日の利用が見込まれる会議室、365 日市役所に対応する部門、24 時間安定した室温が求められるフロア（サーバ室等）、災害発生時に設置する災害対策本部のフロア等においては、可能な限り個別に調整できるようにする。

3 非常時優先業務及び復旧・復興拠点としての機能強化

(1) 地震対策

ア 優れた耐震性の確保

庁舎の耐震性能については、国土交通省が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月 28 日改正）」における耐震安全上の分類「I 類（災害応急対策を行う拠点）」相当の機能を確保するものとし、免震構造、制振構造等による耐震性に優れたものとする。

イ 非構造部材や書棚類の固定、補強

建物の非構造部材（天井、建具など）や書棚・備品類については、大地震が発生したときにも人命の安全確保、物的被害の軽減、避難経路の確保等が図られるよう、適切な固定、補強などの対策を講じる。

(2) 浸水対策

ア 庁舎の浸水防止

洪水による庁舎内への浸水を防止するため、市内河川の浸水想定区域とその浸水深を勘案したうえで浸水防止対策を講じる。

イ 庁舎維持設備の浸水防止

万が一の庁舎内の浸水に備え、電気室、機械室、サーバ室などの庁舎維持設備については、浸水の影響を受けないよう対策を講じる。

(3) ライフラインの確保

ア 電力の確保

商用電力の途絶対策を考慮した自家発電設備の整備など、災害時において電力を確保するための対策を進める。

イ 給水の確保

災害時でも給水機能を維持するために給水施設の耐震性能を高めるとともに、水道供給の途絶に備え井戸を整備して地下水を活用するなど、給水の多重化を図る。

ウ 排水機能の維持

災害時でも排水機能が停止しないよう排水整備の耐震性能を高めるとともに、下水本管が破断等をした場合でも利用可能なマンホールトイレ等を設置する。

エ 通信回線の多重化

通信回線については、有線通信施設と無線通信施設を組み合わせ、多重の通信手段を確保する。なお、有線通信のうち公衆通信網の途絶対策として、専用回線の引き込み等による通信の多重化を図る。

(4) 危機管理体制の強化

ア 災害対策本部の機能を発揮するスペースの確保

災害発生時に設置する災害対策本部のフロアは、その機能を十分に発揮することができるよう、十分なスペースを確保する。

イ 災害対策本部の運営に必要な設備の備え付け

災害対策本部には、市内の被災状況を的確に収集し、迅速に指揮命令等を出すことができるよう、情報通信設備機器、専用の電話回線、大型モニター等の設備を備え付ける。なお、本部は災害発生後に迅速な設置が求められることから、フリーアクセスフロア（二重床）にすることで配線作業の短縮化を図る。

ウ 職員の 24 時間従事体制への対応

災害応急対策時は、職員が 24 時間体制で従事することを想定し、現在も発災 3

日目までの職員用食糧及び飲料水を備蓄しているが、新庁舎でも引き続きその体制を継続する。

(5) 非常時優先業務の継続

ア 非常時優先業務の継続に必要な執務空間やスペースの確保

災害時であっても、非常時優先業務を適切に継続することができるよう、岐阜市業務継続計画（BCP）に基づき、それら業務の実施に必要な執務空間や、各種作業の実施、資機材・物資の配分等に必要なスペースの確保が行えるようにする。

4 執務環境の柔軟性・効率化

(1) ICT利活用

ア ICT利活用に必要なシステム、設備等の導入

ICTを利活用した市民サービスの充実^{*1}、行政事務の効率化^{*2}を進めるために必要なシステム、設備等については、市民へのICTの普及状況、国、県、他都市の導入実績等を勘案したうえ、導入を進める。

※1:各種手続きの多様化、子育てや健康づくりなどへの支援、災害や急病など万が一への対応等

※2:情報システムの最適化、社会保障・税に関する番号制度[マイナンバー制度]への対応等

イ フリーアクセスフロアの導入

執務空間をはじめ主要スペースでは、パソコン、情報通信機器等のレイアウトや配線が自由にできるフリーアクセスフロア（二重床）を導入し、機構改革や将来の情報通信環境の変化等に柔軟に対応できるようにする。

(2) 執務空間

ア 間仕切のないオープンフロアの採用

執務空間は、将来の機構改革等に伴う組織・業務の拡大・縮小・変更に対応できるように、間仕切のないオープンフロアを基本とする。ただし、機密情報やプライバシーの保護には十分に配慮する。

イ 機能的な執務空間のレイアウト

来客数が多い部門以外で来庁者の応対がある課においては、通路側にはカウンターを設置した来客スペース、その後ろには事務スペースを配置し、それらを明確に区分することを基本とする。なお、業務の内容や場面に応じ、カウンター形状やレイアウトの変更を許容するなど、機能的な執務空間とする。

ウ 業務上のつながりを考慮した課の配置

課の配置について、同じ部に属する課はできる限り同一階に配置する。また、業務上のつながりを考慮して、来庁者や職員の移動が頻繁にある課どうしは、隣接配置、同一フロア、近接フロアに配置し、市民の利便性向上、職員の業務効率を向上させる。

(3) 会議、打ち合わせスペース

ア 少人数の打ち合わせスペースの適正配置

日常的に必要な少人数の打ち合わせスペースについては、各課の特性や開催頻度等を踏まえ、執務室内や各フロアの共有スペースに効率よく適正に配置する。

イ 庁内共用の会議室の設置

庁内で集中管理する大・中・小会議室については、各フロアの執務室等の配置状況を考慮しながら効率的に設置する。なお、複数の会議室を隣接して設置する場合は、可動間仕切にすることでその大きさを柔軟に変更できるようにする。また、会議等で必要となる音響設備、映像設備等を必要に応じて設置する。

(4) 書庫、収納庫、更衣室・ロッカー等

ア 文書保管スペースの効率的な確保

文書管理については、不要になった文書や重複する文書を廃棄する、文書管理の電子データ化を推進する、などによって文書容量を削減することを前提に、ファイリング・システムを適切に運用したうえ、それらの保管スペースを効率的に確保する。

イ 収納庫の確保

物品、測量器具、作業道具等を保管する収納庫について、各課の所有状況を把握したうえ適切に確保する。

ウ 業務用物資、廃棄物等の搬出入空間の確保

多量の文書類、大型備品類、業務に用いる材料や資機材、廃棄物等を搬出入する動線については、来庁者動線と重ならないよう配慮するとともに、これらの搬出入が円滑に行えるようなスペースを確保する。

エ 休養室の設置

職員が、休憩時間中に食事をとったりリフレッシュしたりすることで、勤務時間中の業務に対する取り組み意欲を喚起するため、休養室を設置する。

オ 更衣室及びロッカーの設置

各フロアに、職員用更衣室を男女別に設置する。また、更衣室内には職員それぞれの作業着、作業靴等を保管するロッカーを設置する。

5 セキュリティ対策、電子情報保護対策の強化

(1) セキュリティ対策の強化

ア セキュリティレベルの分類

来庁者が自由に出入可能なエリア、職員であれば出入可能なエリア、特定職員しか出入できないエリアというように、庁舎内のセキュリティレベルを分類する。

イ セキュリティレベル境界での物理的障壁等による線引き

セキュリティレベルの境界では、壁、建具、カウンター等の固定された物理的な障壁等を用いて線引きする。

ウ セキュリティシステムの適切な導入

セキュリティレベルごとに導入するセキュリティシステムは、求められる機能とそれに要する経費等を勘案して適切に導入する。

エ 時間外における来庁者動線の適正化

時間外（夜間、休日）の来庁者に対しては、各種手続きに係る利便性を考慮した動線としつつ、庁舎の防犯性を確保できるレイアウトとする。また、時間外の会議や催し等の場合も同様に、できる限り執務空間に近づけない適切な動線とする。

(2) 電子情報保護対策の強化

ア サーバ機器の適正管理

庁舎内に設置する、サーバ機器や外部データセンターとのネットワーク機器等については、その適正管理に必要なセキュリティ対策、空調管理、無停電電源装置の設置等を行う。

イ パソコン等の盗難防止

各課に設置するパソコン等の電子情報機器については、セキュリティワイヤー等を活用した物理的な盗難防止対策と、万が一パソコン等の全部又は一部が盗難されたとしても外部ではデータを開くことができないソフト対策を組み合わせることで、多重の情報保護対策を講じる。

6 ライフサイクルコストの縮減

(1) 長く使い続けることを前提とした材料・工法等の選定

ア 標準品等の積極的採用

標準品、汎用品、規格品、省力化の図れる工場製品等を積極的に採用し、メンテナンスのしやすさを実現することで、建設、維持管理、更新に係るコストを縮減する。

ただし、更新サイクルが長期化する耐久性の高い材料の使用や、更新工事が容易な材料・工法を採用することによって、庁舎の使用期間にわたるメンテナンスのトータルコストが縮減できる場合は、これを採用する。

イ 大型機器の更新時に活用する搬出入口の確保

空調機や発電機など、通常の搬出入口からは運び出すことができない大型機器を更新する際に活用する搬出入口を適切に確保する。

第3 新庁舎の規模

次に、新庁舎の規模（延床面積、建築面積）について、以下のとおり答申する。

1 新庁舎建設の基本指標

はじめに、新庁舎建設における規模を算定する際に必要となる、想定人口、想定配置職員数及び想定議員数を示す。

(1) 想定人口

約 40.4 万人

岐阜市の平成 26 年 4 月 1 日現在の人口は 415,113 人（住民基本台帳人口、外国人を含む）である。

また、将来人口は、ぎふ躍動プラン・21（岐阜市総合計画 2013-2017）に示されている。これによると、平成 22 年の実績値 41.3 万人に対し、平成 27 年は 41.1 万人、平成 32 年は 40.4 万人、平成 37 年は 39.5 万人と推計※しており、徐々に減少していくと見込んでいる。

そこでここでは、新庁舎の完成予定時期に最も近い、平成 32 年の推計値 40.4 万人を想定人口とする。

※ 直近 5 年間の社会動態の傾向が今後も続くと仮定した場合の推計値

(2) 想定配置職員数

約 1,600 人（嘱託職員を含む）

配置職員数を想定するにあたっては、まず、新庁舎に配置する部署を選定し、次いで、その部署の想定職員数を設定する。

ア 新庁舎に配置する部署の選定

現庁舎が抱える課題の 1 つである「本庁機能の分離」を解消するため、本庁舎、南庁舎、西別館、北別館、明德庁舎の 5 庁舎の部署を統合し、新庁舎に配置することを基本とする。加えて、以下の 2 つの視点から 5 庁舎以外で新庁舎に統合する部署を選定する。

◆市民が利用する機会が多く、市民の利便性が高まる部署

市民が利用する機会が多い各種申請や届出、証明書の発行などの来客数が多い部門で、5 庁舎にある来客数が多い部門と同時に手続きする機会が多い部署を新庁舎へ統合し、市民の利便性を向上させる。

・上下水道料金センター（上下水道事業部営業課所管）

◆施策展開にあたり 5 庁舎の部署との緊密な連携が不可欠な部署

健康部の健康政策課、スマートウエルネス推進課、健康増進課は、健康政策の立案等の担当部署であり、市民の健康の保持及び増進に向け迅速かつ的確な施策を展開するには、5 庁舎にある部署との緊密な連携が不可欠であるため、これら新庁舎へ統合する。

・健康部の政策立案部署

(健康政策課、スマートウエルネス推進課、健康増進課)

イ 新庁舎に配置する部署の現状の職員数

次に、アで選定した新庁舎に配置する部署の職員数について、まず、現状を確認する。現時点で把握している職員数は、平成 25 年 4 月現在で 1,604 人（嘱託職員を含む）である。

ウ 想定配置職員数の設定

最後に、新庁舎の配置職員数を想定する。

将来人口については、わが国全体が人口減少傾向にあり、岐阜市においては、さらなる少子化対策や定住人口対策を実施すると思われるものの、人口減は避けられないと予測され、行政サービスの総受給者の減少により行政需要が少なくなることが考えられるところである。

しかし、少子化の一層の進展や、福祉、医療、介護に対する高齢者のニーズの大幅な増加、さらには市民の生活様式や価値観の複雑化、多様化、高度化に伴い、市役所が担うべき機能や役割はますます高まることも想定され、これまで、行財政改革の継続や I C T の積極的な活用など、職員数の適正化が進められてきたところであるが、本庁舎の職員数の増加要素はより高まってくると考えられる。

このほかにも、地域の事務所においては、I C T の進展やマイナンバー制度の導入により、現在の業務量の減少や、窓口サービスのあり方が変わることも想定されるが、本庁舎の職員数に大きな影響を与えるものではなく、本庁舎においては、行財政改革の更なる徹底により、事務の効率化が進められ、職員数の適正化が図られるものと考えられる。

したがって、本庁舎の職員数は大幅な増減が想定されないため、配置職員数としては現状の職員数（約 1,600 人）を想定する。

(3) 想定議員数

41 人

現時点の条例定数の 41 人を想定議員数とする。

2 延床面積

延床面積は大きく2つの方法で算定した。1つは、総務省の地方債算定基準を活用したもの、もう1つは、近年の他都市の新庁舎建設事例の原単位を活用したものである。

(1) 総務省の地方債算定基準の活用

これは、かつて総務省が地方債を許可する際の庁舎整備の標準面積を算定するために活用していた基準である。現在は許可基準としては活用していないものの、新庁舎建設を検討する都市の多くで、その延床面積を算定する基本とするものである。

この基準を用い、図表3-2-1に示す手順で計算すると、約41,000㎡と算定された。

図表3-2-1 総務省の地方債算定基準を活用した延床面積の算定

		人数 (人)		
市議会議員数		41		
		総務省起債許可に係る換算		
		人数 (人)	換算率	換算人数 (人)
新 庁 舎 職 員 数	特別職	5	20	100
	部長・次長級	55	9	495
	課長級	164	5	820
	係長級	465	2	930
	その他の職員	915	1	915
新庁舎職員数 小計		1,604		3,260

区分	積算方法	面積 (㎡)
ア 事務室	4.5㎡ × 3,260人(換算職員数)	14,670
イ 倉庫	ア × 13%	1,907
ウ 会議室、便所等	7㎡ × 1,604人(想定職員数)	11,228
エ 玄関、廊下、階段等	(ア+イ+ウ) × 40% × 1.1	12,234
オ 議事堂	35㎡ × 41人(市議会議員数)	1,435
小 計		41,474

(2) 近年の新庁舎建設事例の原単位の活用

これは、平成元年以降に建設された新庁舎のうち、中核市及び人口規模が岐阜市と類似した都市の新庁舎の規模から、市民1人あたり、職員1人あたりの延床面積（原単位）を求め、それに岐阜市の想定人口、想定職員数を乗じて算定するものである。

この基準を用い、図表 3-2-2 に示す手順で計算し、その両端を特異値として除外すると、約 39,000～51,000 m²と算定された。

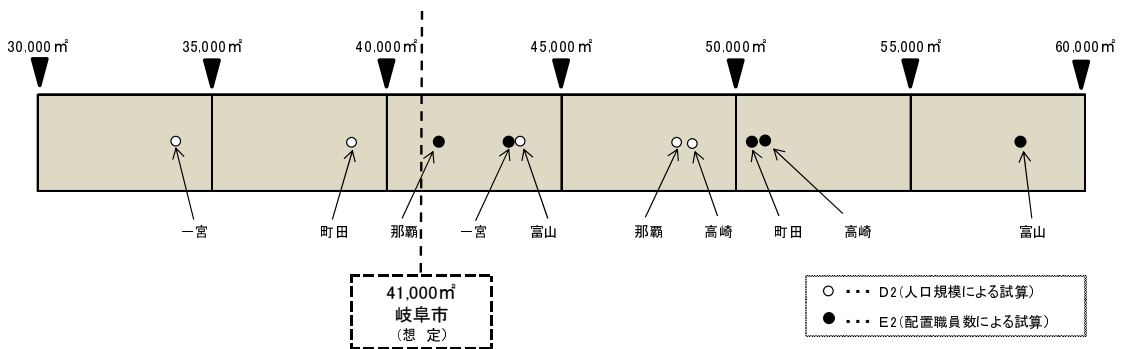
図表 3-2-2 近年の新庁舎建設事例の原単位の活用した延床面積の算定

自治体名	基本情報					人口規模による試算		配置職員数による試算	
	竣工年	A 延床面積 (m ²)	基本構想等における 想定値・計画値			D1 m ² /市民1人 [A÷B]	D2 岐阜市に当てはめた 庁舎規模計算値 [D1×404,000] (m ²)	E1 m ² /職員1人 [A÷C]	E2 岐阜市に当てはめた 庁舎規模計算値 [E1×1,600] (m ²)
			B 人口 (人)	C 新庁舎 配置職員 (人)	議員 (人)				
高崎市	H10	44,774	371,302	1,413	38	0.12059	48,718	31.69	50,704
富山市	H4	43,471	400,000	1,200	52	0.10868	43,907	36.23	57,968
町田市	H24	41,510	430,000	1,314	46	0.09653	38,998	31.59	50,544
那覇市	H24	38,839	325,000	1,500	40	0.11950	48,278	25.89	41,424
一宮市	H26	31,139	370,000	1,150	40	0.08416	34,001	27.08	43,328

・高崎市の計画人口は不明のため、国調人口(H22)を記載。
・新庁舎配置職員数には、嘱託職員等を含む。

岐阜市想定人口
404,000人にて
試算

岐阜市想定配置
職員数1,600人
にて試算



(3) まとめ

(1)の算定方式による約 41,000 m²は、新庁舎建設を検討する都市の多くで、その延床面積の基本するものであり、根拠として妥当性が高いと考えられる。

また、この約 41,000 m²は、(2)の類似都市の中では比較的コンパクトに庁舎を整備・運用している都市を想定しているが、その算定方式による約 39,000～51,000 m²の範囲内に収まっており、(2)の観点からも妥当性が高いと考えられる。

以上のことから、岐阜市における延床面積の規模を以下のように設定する。

延床面積の規模 約 41,000 m²

なお、この面積には駐車場を含んでいないため、それを新庁舎建物内で整備する場合は、駐車場面積分を加算する。

また、今後、設計を進める中で、市民等からの意見をもとに機能等を新たに追加する場合には、その分の増加を想定する。

3 建築面積

建築面積は、2で想定した延床面積約 41,000 m²のうち、少なくとも来客数が多い部門については原則として窓口業務を低層階へ集約するという、第2に示した方針に基づき、それを2階～3階程度に収めることを前提とする。

新庁舎内に配置する部署のうち、来客数が多い部門を抽出すると図表 3-3-1 のとおりである。

図表 3-3-1 来客数が多い部門の一覧

部 名	課 名
財政部	市民税課、資産税課、納税課ほか
市民生活部	市民課、国保・年金課ほか
福祉部	介護保険課、生活福祉一課・二課、障がい福祉課、高齢福祉課、福祉医療課、子ども家庭課、保育事業課ほか
まちづくり推進部	岐阜県住宅供給公社（市営住宅の窓口）
上下水道事業部	岐阜市上下水道料金センター
市民参画部	市民相談室

次に、これらの課に配置する職員数は、1で用いた平成25年4月現在の職員数1,604人に対し592人となる。

そこで、延床面積約 41,000 m²を上記の職員数で按分配分すると、来客数が多い部門の延床面積は約 15,000 m²となる（下記の計算式）。

$$41,000 \text{ m}^2 \times [592 \text{ 人} / 1,604 \text{ 人}] \doteq 15,000 \text{ m}^2$$

この約 15,000 m²について、庁舎の1～2階にまとめて配置すると $15,000 \text{ m}^2 \div 2 = 7,500 \text{ m}^2$ 、庁舎の1～3階にまとめて配置すると $15,000 \text{ m}^2 \div 3 = 5,000 \text{ m}^2$ となる。

以上のことから、岐阜市における建築面積の規模を以下のように設定する。

建築面積の規模 約 5,000～7,500 m²

第4 新庁舎の建設候補地

最後に、新庁舎の建設候補地について、以下のとおり答申する。

1 建設候補地の選定

新庁舎の建設候補地を選定するにあたっては、上位・関連計画である、ぎふ躍動プラン・21（岐阜市総合計画）に示された『まちの姿』、都市計画マスタープランに示された『土地利用の重点方針・方策』、中心市街地活性化基本計画に示された『中心市街地活性化の基本的視点』等と整合を図ることが必要である。また、実際の新庁舎建設を想定したときの施工上の特記事項を考慮することも必要である。そこで、以下の(1)～(2)の評価に基づき、建設候補地を選定することとした。

(1) 建設候補地の抽出

はじめに、「新庁舎建設の評価対象地」と「建設候補地選定にあたっての視点」を整理し、建設候補地を抽出した。

まず、「新庁舎建設の評価対象地」であるが、上位・関連計画の考え方を踏まえると、中心市街地あるいはその近郊で、一団の敷地又は一定規模の床面積を確保できることが求められ、図表 4-1-1 に示す 6 か所が考えられる。

図表 4-1-1 新庁舎建設の評価対象地

場所	所在	敷地面積	用途地域等
現庁舎敷地	今沢町	約 1.3ha	商業地域
岐阜大学医学部等跡地	司町	約 1.3ha	商業地域
徹明小学校	金宝町 1 丁目	約 1.6ha	第 2 種住居地域
文化センター・金公園	金町 5 丁目	約 1.1ha	商業地域
岐阜競輪場	東栄町	約 3.2ha	商業地域
市街地再開発ビル (4 か所)	岐阜駅周辺	約 0.3～0.5ha	商業地域

次に、「建設候補地選定にあたっての視点」であるが、新庁舎に求められる機能や新庁舎建設の基本指標の条件を満たし、かつ、建設コストや工期をも満たす可能性があることが求められ、図表 4-1-2 に示す 6 つの視点が考えられる。

図表 4-1-2 建設候補地選定にあたっての 6 つの視点

視点	具体的な要素
① 市民の利便性	交通アクセス、駐車場の確保等
② 機能の実現性	ワンストップサービス、防災・復興拠点等の機能を実現できる敷地規模
③ 敷地規模	②の条件を実現させるまとまった一団地で、現庁舎敷地と同水準以上
④ 中心市街地活性化	にぎわい創出、まちなか歩き推進
⑤ 建設コスト	建替え手法、工期を考慮した建設コスト
⑥ 合併特例債活用	合併特例債を有効に活用できる工期設定が可能

最後に、図表 4-1-1 に示した 6 か所について、図表 4-1-2 に示した 6 つの視点を当てはめて相対評価を行った。その結果は図表 4-1-3 となり、建設候補地として「現庁舎敷地」と「岐阜大学医学部等跡地」を抽出した。

図表 4-1-3 評価対象地の属性比較

	現庁舎敷地	岐阜大学 医学部等跡地	徹明小学校	文化センター・ 金公園	岐阜競輪場	市街地 再開発ビル
① 市民の利便性	△	○	△	△	×	△
② 機能の実現性	○	○	○	○	○	×
③ 敷地規模	○	○	○	△	○	×
④ 中心市街地活性化	○	○	△	○	×	○
⑤ 建設コスト	△	○	△	×	×	○
⑥ 合併特例債活用	○	○	×	×	×	×
建設候補地	◎	◎	—	—	—	—

(注) ○、△、×は、それぞれの視点について、6 つの評価対象地を相対比較したもの。

(2) 建設候補地における施工上の特記事項の比較

次に、2 か所の建設候補地について、実際に新庁舎を建設することを想定して施工上の特記事項を比較すると、図表 4-1-4 のようになる。

図表 4-1-4 建設候補地の施工上の特記事項の比較

建設候補地	特記事項
現庁舎敷地 (現・西側駐車場での建設を想定)	<ul style="list-style-type: none"> ① 全整備工程が 6.5 年余りの長期に渡り、来庁者及び近隣住民に長期間不便・迷惑をかける。 ② 庁舎建築期間中の来庁者用立体駐車場を先行整備する。このため既設庁舎東面窓ガラス等の改修工事を同時に行う。 ③ 不足分の駐車場は借り上げを行うが庁舎から離れることになる。 ④ 現庁舎に隣接する工事のため、来庁者の安全確保・騒音対策を行う。 ⑤ ワンストップ部門について、敷地条件から 1~2 階は最大 2,700 m²程度、3 階以上は建築基準法の道路斜線制限から最大 1,800 m²程度となるため、当該部門の必要面積 15,000 m²を確保するには 7 階程度が必要。 ⑥ 岐阜大学医学部跡地整備基金を財源に見込めない。
岐阜大学医学部等跡地	<ul style="list-style-type: none"> ① 別敷地での庁舎建築であるため、来庁者は従来通り現庁舎を利用できる。 ② ワンストップ部門を、ワンフロア約 5,000 m²の 3 層にレイアウトできるため、自由度が高いレイアウトが可能である。 ③ 先行工事との景観上の配慮が必要。 ④ 来庁者用の平面駐車場を確保するスペースが少ない。

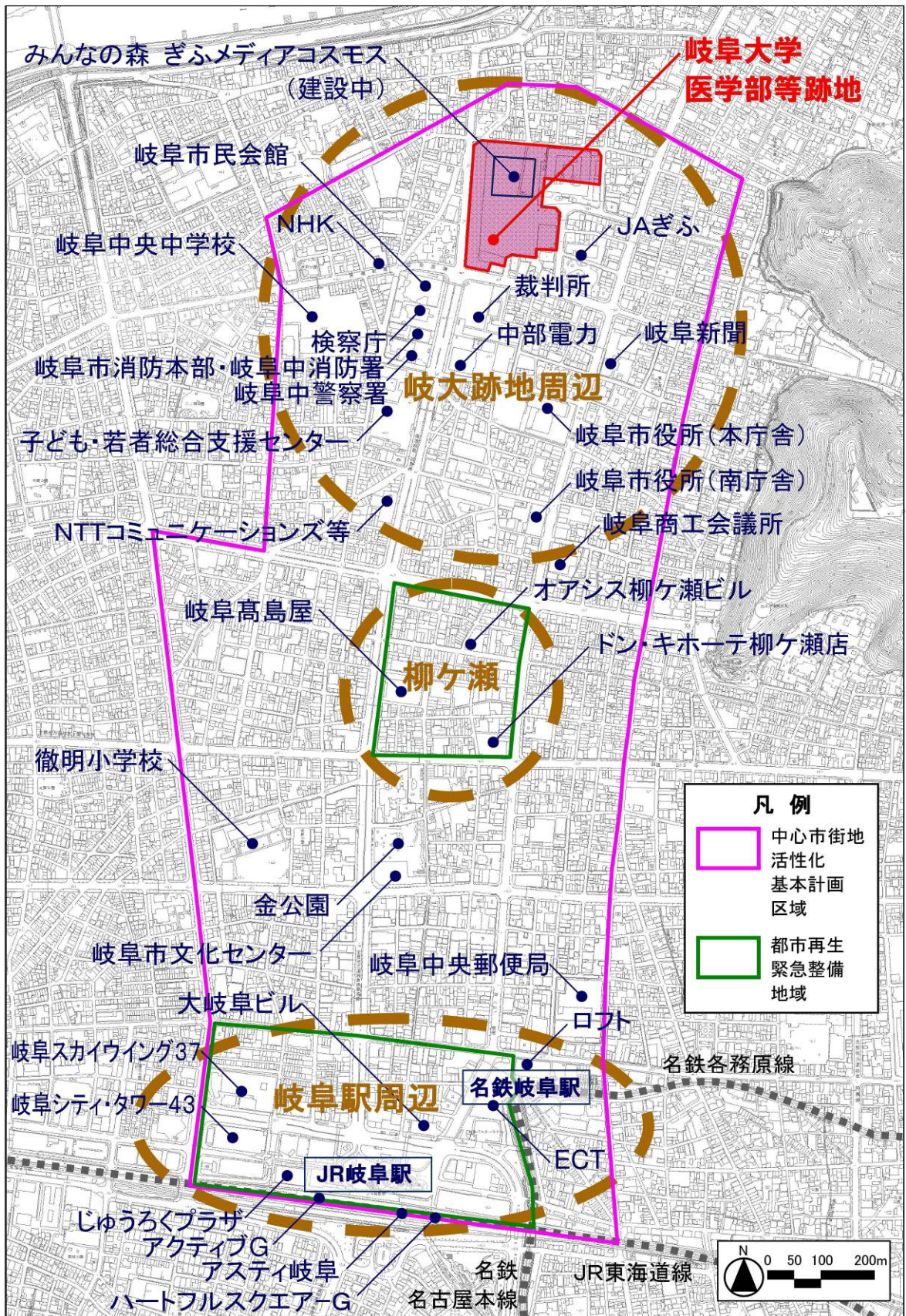
(3) 建設候補地の絞り込み

以上、(1)~(2)の評価を考慮した結果、岐阜市における新庁舎の建設候補地として **岐阜大学医学部等跡地（司町）** を選定した。

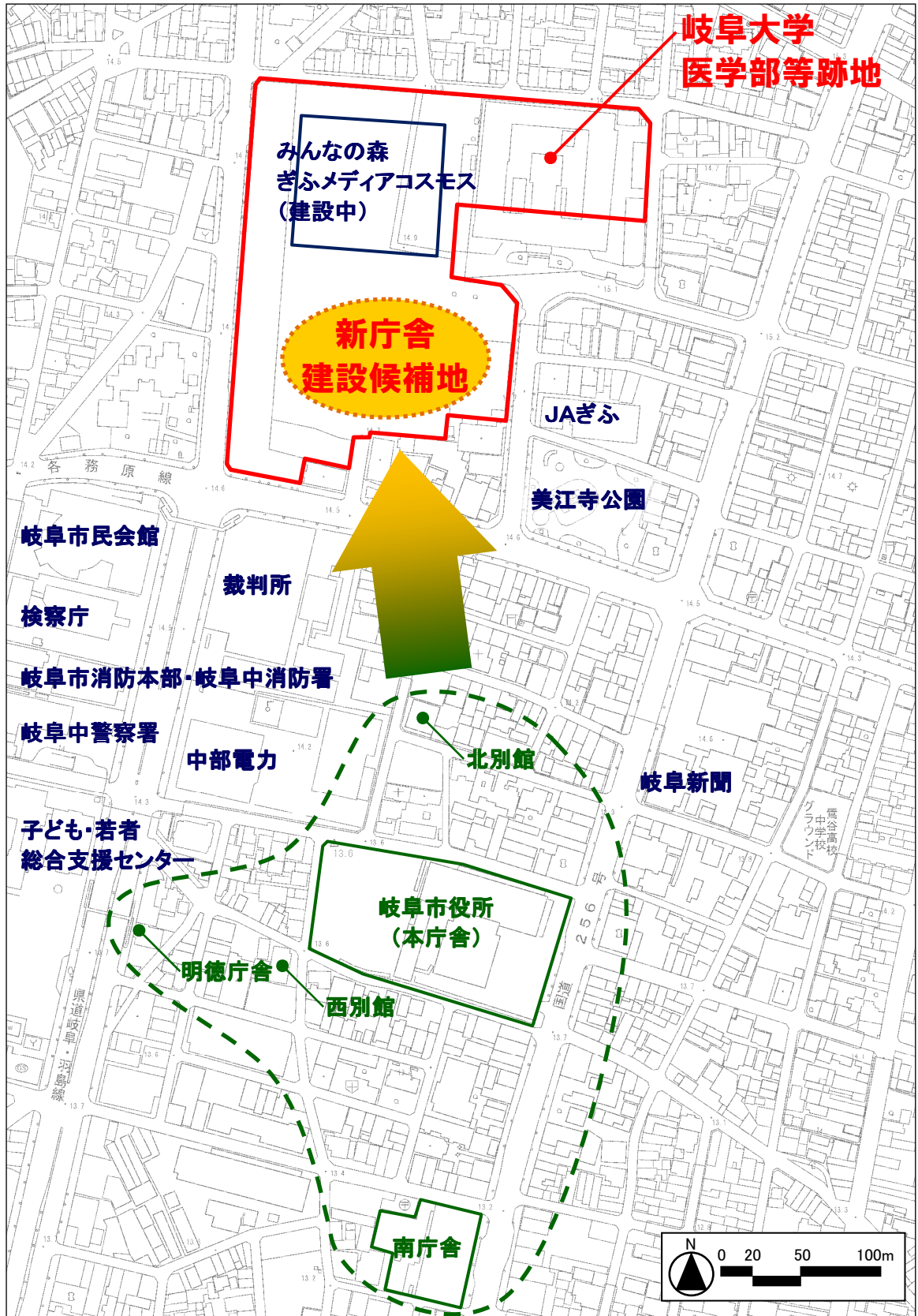
2 建設候補地の概要

項目	摘要	
所在地	岐阜市司町 40-1、他	
敷地面積	約 1.3ha	
区域指定	市街化区域	
用途地域	商業地域	
建ぺい率、容積率	80%、400%	
その他の地域地区指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準防火地域 ・ 駐車場整備地区 	
日影規制	なし	
交通事情	最寄りバス停	鶯谷高校口、市民会館・裁判所前等
	J R岐阜駅から	徒歩約 30 分、バス約 10 分
	柳ヶ瀬から	徒歩約 12 分、バス約 3 分
浸水深	0~1.0m（長良川洪水ハザードマップより）	

図表 4-2-1 中心市街地における建設候補地の位置



図表 4-2-2 建設候補地の周辺地図



第5 付帯意見

最後に、市庁舎が、その立地場所周辺を含む中心市街地のまちづくりに大きなインパクトを与える施設であることを勘案し、以下の2つの意見について、今後、岐阜市において十分に検討されることを望む。

(1) 現在の本庁舎の跡地利用の検討

新庁舎が完成して本庁機能が移転すると、現在の本庁舎をはじめ5庁舎は空きスペースとなる。このうち、賃借物件である北別館を除く4庁舎は、その跡地利用の検討が必要である。

特に本庁舎については、その敷地規模がたいへん大きく、来庁者と職員による集客性も高いため、まちのにぎわい創出に寄与してきた側面もある。そこで、本庁舎の用途廃止後は、未利用地となることのないよう、速やかに事業着手できるよう次の活用方策の検討を進めることが必要である。

(2) 中心市街地活性化施策との連携

「新庁舎」と、それに隣接する「みんなの森 ぎふメディアコスモス」は、それぞれ高い集客力があるが、さらにこれらの機能分担と連携が図られれば、集客力の相乗効果が発揮され、市内でも最大級のにぎわいが生まれることが期待できる。

なお、中心市街地活性化基本計画では、活力が停滞する「柳ヶ瀬」の活性化を誘導するため、「柳ヶ瀬」のまちの魅力を高めるとともに、「岐阜駅周辺」と「岐阜大学医学部等跡地周辺」で生まれるのにぎわいを「柳ヶ瀬」へ波及させ、中心市街地全体の活性化を目指すとしている。

そこで、新庁舎とメディアコスモスに集まった人々が「柳ヶ瀬」まで足を伸ばしてもらえるよう、中心市街地活性化施策と連携し、歩行者、自転車、公共交通によるアクセス性の向上、誰もが安全、安心、快適に中心市街地を回遊できる環境づくりを進めることが必要である。

資料

(1) 岐阜市庁舎のあり方検討委員会 委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属・職名・専門分野等
学識経験者	すぎと まさた 杉戸 真太 (委員長)	岐阜大学 理事兼副学長 (地震工学、地盤工学、都市地震防災)
	かいどう きよのぶ 海道 清信 (副委員長)	名城大学 都市情報学部 教授 (都市計画、まちづくり)
	いわせ ひろゆき 岩瀬 裕之	岐阜工業高等専門学校 環境都市工学科 教授 (コンクリート工学)
	つるた よしこ 鶴田 佳子	岐阜工業高等専門学校 建築学科 教授 (都市計画)
各種団体	やまだ えいじ 山田 英治	岐阜商工会議所 専務理事
	ただ きよのり 多田 喜代則	岐阜市自治会連絡協議会 副会長
	ののむら きよし 野々村 潔	岐阜市消防協会 会長
	まつい いつろう 松井 逸朗	岐阜市身体障害者福祉協会 会長
	しのだ ようこ 篠田 洋子	岐阜市民生委員・児童委員協議会 副会長
	いわま よしこ 岩間 尚子	前岐阜市PTA連合会 副会長
	すぎやま ひでこ 杉山 秀子	岐阜市女性の会連絡協議会 副会長
	かなもり きくお 金森 喜久雄	岐阜市青少年育成市民会議会長会 副会長
公募	たなはし としひこ 棚橋 敏彦	
	うめだ えいじ 梅田 榮二	
	たかぎ さとし 高木 智	

(2) 岐阜市庁舎のあり方検討委員会 検討経過

回	開催日及び会場	議題
第1回	平成25年11月20日(水) 午後2時から4時まで ハートフルスクエアG 2階 研修室50	1 委嘱 2 市長あいさつ 3 委員紹介 4 正副委員長の選任 5 諮問 6 委員会について 7 議題「市庁舎の現状と課題について」
第2回	平成25年12月25日(水) 午後4時から6時まで 岐阜市役所本庁舎 低層部3階 大会議室	1 議題「市庁舎の現状と課題について」
第3回	平成26年2月7日(金) 午後6時から午後7時40分まで 岐阜市役所本庁舎 低層部3階 大会議室	1 議題「新庁舎建設の必要性について」
中間報告	平成26年3月10日(月)	杉戸真太委員長(岐阜大学副学長)から市長に新市庁舎の必要性に関する中間報告
第4回	平成26年4月28日(月) 午前10時から午前11時50分まで 岐阜市役所本庁舎 低層部4階 全員協議会室	1 今後の審議日程について 2 市民説明会開催結果及び市民アンケート結果の報告 3 議題「新庁舎の機能、規模及び建設候補地について」
第5回	平成26年6月3日(火) 午後5時57分から午後7時52分まで 岐阜市役所本庁舎 低層部4階 全員協議会室	1 第4回委員会での委員意見に関する報告 ア) 市民アンケートの自由記述の分析と対応 イ) 他都市庁舎の特色ある取り組み事例 ウ) 過去の建設工事費の変動と新庁舎建設費への影響 2 議題「新庁舎の機能と規模について」 3 議題「新庁舎の建設候補地について」
第6回	平成26年7月2日(水) 午前9時15分から 岐阜市役所本庁舎 高層部4階 4-1 会議室	1 議題「新庁舎の機能、規模及び建設候補地について」

(3) 岐阜市庁舎のあり方について（諮問）（写）

岐阜市企政第44号

平成25年11月20日

岐阜市庁舎のあり方検討委員会 委員長 様

岐阜市長 細江 茂光

岐阜市庁舎のあり方について（諮問）

新市庁舎建設の必要性を判断するため、下記事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

市役所本庁舎は昭和41年の建設から47年、また、南庁舎は昭和35年の建設から53年が、それぞれ経過して老朽化が相当に進行しています。

また、本庁舎は天井梁等にアスベストが使用されており、大地震に見舞われた場合、アスベストが庁舎内や近隣に飛散して、庁舎が使用できなくなるだけでなく、近隣住民に被害を及ぼすことが危惧されます。加えて、利便性の面においても庁舎機能の分散、狭隘や不十分なバリアフリー化など様々な課題を抱えているところであります。

とりわけ、南海トラフ地震など大きな災害の発生が危惧される本市においては、大規模災害時に災害対応の司令塔となる本庁舎が使用できなくなる可能性が高いということは極めて深刻な問題であり、新市庁舎の建設は喫緊の課題であると認識しているところであります。

つきましては、現在の市庁舎の課題等を踏まえ、新市庁舎建設の必要性、並びに新市庁舎建設が必要と認められる場合は、その機能、規模及び建設候補地について、貴委員会に諮問するものであります。